

## 平成 30 年度 主要事業（案）について

1. 産婦健康診査事業 **新**

## (1) 目的

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、母子に対する支援を強化する。

## (2) 対象者及び産婦健康診査時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に出産した産婦に対して、産後 2 週間及び 1 か月等に健康診査を実施

## (3) 実施内容

- ・問診 ・診察 ・体重、血圧測定 ・尿検査（蛋白、糖）
- ・産後うつ病スクリーニング検査

⇒産後うつや育児不安等、支援が必要な場合は速やかに市へ連絡

## (4) 実施方法、費用

産科・産婦人科医療機関（委託及び償還払い）

1 回あたり上限 5,000 円を公費負担

## (5) 開始時期

平成 30 年 4 月 1 日

2. 産後ケア事業 **新**

## (1) 目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整備する。

## (2) 対象

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子のうち、次のいずれかに該当する人

- ①産後に心身の不調がある
- ②育児に不安がある

(3) 実施内容

- ①母乳ケア、乳児ケア
- ②育児に関する指導、カウンセリング
- ③心身のケア、育児サポート 等

(4) 実施場所、形態

- ①ショートステイ（宿泊型） 産科医療機関の空きベッド利用
- ②デイサービス（通所型）
- ③アウトリーチ（訪問型）

(5) 利用者自己負担

利用料の1割

（ただし、生活保護世帯及び非課税世帯については無料）

### 3. 健康マイレージ事業 新

(1) 目的

健康づくりのきっかけづくりの一つとして県が行っている「やまぐち健康マイレージ」に取り組む。

(2) 対象

18歳以上の市民（在勤・在学を含む）

(3) 実施期間

平成30年6月1日～平成31年1月31日

(4) 事業の流れ

- ①チャレンジシートを入手
- ②健康づくりを実践
- ③35ポイントためて報告
- ④特典カードを受取り協力店でサービスを受ける

